

川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業実施要綱

30川こ保第543号

平成30年6月21日

市長 決 裁

(目的)

- 第1条 この要綱は、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）の実施について（平成30年2月22日子発0222第1号。厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、認可保育所等においてICT化を推進することに対してICT化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備するとともに、利用児童の保護者にとって必要な情報等を把握しやすくすることによって、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象施設等)

- 第2条 この事業の対象となる施設又は事業は、国、地方公共団体以外の者が運営し、かつ川崎市内に所在する次の各号に該当する施設又は事業（以下「保育所等」という。）とする。
- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所及び川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）第5条第1項の規定により市長が指定した保育所に限る。）
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条の規定により市町村の確認を受けた法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業
 - (4) 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業所、ただし、次条第1項及び「『教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領』（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）の別紙4幼児教育の質の向上のためのICT化支援」において対象となっている施

設の一部で実施するものを除く。

(補助金交付の条件)

第3条 本補助金の対象となる事業及び保育所等は、次の各号に掲げる事業の種別に応じ、当該各号に定める保育所等とする。

(1) 保育業務支援システム導入事業 前条第1号から第3号までに定める保育所等

(2) 乳幼児等通園支援業務 I C T機器導入事業 前条第4号に定める保育所等

2 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、補助金の交付を申請した場合は、市長は、予算の定める範囲内において、導入に要した費用の一部について補助金を交付することができる。

3 第1項第1号の事業の実施については、次の各号に掲げるもののうちから一つ以上の機能を有するシステム等(以下「支援システム」という。)を新たに導入しなければならない。

(1) 保育に係る計画・記録に関する機能

(2) 利用児童の登園及び降園の管理に関する機能

(3) 利用児童の保護者との連絡に関する機能

(4) キャッシュレス決済に関する機能

4 前項第2号の機能を導入する保育所等においては、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画に支援システムを活用した安全管理の取組について明記しなければならない。

5 支援システムには、第3項の機能に加えて、保育士等の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができる。

6 支援システムは、業務の簡略化を図るだけのものではなく、保育士等や利用児童の保護者にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みとなるように努め、保育の質の向上に配慮されているものでなければならない。

7 第1項第1号の事業の補助金の交付は、1保育所等につき1回限りとする。ただし、第3項第1号から第3号の全ての機能を有するシステムの導入にあたり、過去に補助を受けた場合においても、新たに同項第4号の機能を有するシステムを導入する場合には、当該システムを導入するために要する費用に限り補助金を交付することができるものとする。

8 第1項第2号の事業の補助金の交付は、I C T機器を導入するために要する費用に限り、1保育所等につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、保育所等において、支援システムを導入するために要した機器の購入費、ソフトウェア等の購入費、工事費、搬送費、シス

テム操作等研修費（以下「購入費等」という。）並びにその消費税及び地方消費税とし、支援システムの運用開始日が属する年度中に支払う額とする。

- 2 申請者が、購入費等を分割して支払う場合は、支援システムの運用開始日が属する年度中に支払う額の元金のみを補助対象経費とみなす。
- 3 リース料、保守料、支援システムの月額利用料、購入費等の振込手数料、分割払い手数料及び金利は、対象経費に含まない。
- 4 第1項に定める経費が、他の事業等による補助金の交付対象となっている場合には、対象経費に含まない。

（補助額）

第5条 1 保育所等あたりの補助金の額は、次の各号に掲げる事業の種別に応じ、当該各号に定める額を上限とし、補助対象経費がそれぞれに定める額を下回るときは、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。

(1) 保育業務支援システム導入事業 第3条第3項第1号から第4号までに定める機能のうち、導入する機能の数及び端末の購入の有無に応じて、別表1に定める額に4分の3を乗じて得た額

(2) 乳幼児等通園支援業務ICT機器導入事業 別表2に定める額に4分の3を乗じて得た額

- 2 前項の規定により算出した金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、ICT化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる事業の種別に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 保育業務支援システム導入事業

ア ICT化推進事業補助金実施計画書（第2号様式。以下「実施計画書」という。）

イ 支援システムの導入から運用開始までの工程について確認できる資料

ウ 支援システムの導入に係る費用について確認できる資料

エ 支援システムに搭載する機能について確認できる資料

(2) 乳幼児等通園支援業務ICT機器導入事業

ア 実施計画書（第2号様式）

イ 機器導入に係る費用について確認できる資料

- 2 実施計画書の導入予定日及び運用開始予定日は、実施計画書を提出する日の属する年度内でなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審

査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者は、補助対象経費の額の変更により、交付額に変更が生じる場合には、ICT化推進事業補助金変更交付申請書(第3号様式)に第6条第1項各号に定める書類のうち変更内容が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の変更)

第9条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の変更交付を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき、市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、支援システム運用開始日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

(財産の維持管理)

第12条 補助金の交付を受けた者は、支援システム又は機器の導入を完了した日から少なくとも5年間は、当該支援システム及び機器を適切に維持管理し、効率的な運用を図らなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(第4号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地

方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、支援システムの運用開始後又は機器導入後、速やかに、ICT化推進事業補助金実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる事業の種別に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 保育業務支援システム導入事業

ア 支援システム導入に要した費用の内訳について確認できる資料

イ 支援システムに搭載する機能について確認できる資料

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 乳幼児等通園支援業務ICT機器導入事業 機器導入に係る費用について確認できる資料

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。ただし、第7条又は第9条における補助金の交付決定額から変更がない場合は、その額をもって補助金の確定額とし、通知は省略するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用す

る。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1（第5条第1項第1号関係）

	端末購入を伴わない場合	端末購入を伴う場合
1つの機能を有するシステムを導入する場合	200,000円	700,000円
2つの機能を有するシステムを導入する場合	400,000円	900,000円
3つの機能を有するシステムを導入する場合	600,000円	1,100,000円
4つの機能を有するシステムを導入する場合	800,000円	1,300,000円

別表2（第5条第1項第2号関係）

	機器導入
乳児等通園支援事業	200,000円

(第1号様式)

令和7年4月1日

(宛先) 川崎市長

法人所在地

法人名

法人代表者名

ICT化推進事業補助金交付申請書

川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請額 金 _____ 円

2 施設の名称及び所在地

3 添付書類

第6条第1項第1号

- (1) ICT化推進事業実施計画書
- (2) 導入費用内訳書
- (3) 支援システムの導入から運用開始までの工程について確認できる資料
- (4) 支援システムの導入に係る費用について確認できる資料
- (5) 支援システムに搭載する機能について確認できる資料

第6条第1項第2号

- (1) ICT化推進事業実施計画書
- (2) 導入費用内訳書
- (3) 機器導入に係る費用について確認できる資料

(第2号様式)

令和7年4月1日

(宛先) 川崎市長

ICT化推進事業補助金実施計画書

第6条第1項第1号に係る申請

第6条第1項第2号に係る申請 (第6条第1項第1号の申請をしたことがない乳児等通園支援事業所)

①施設・事業者名		
②施設・事業所所在地		
③キャッシュレス決済以外の3機能の導入の有無	<input type="checkbox"/> 過去に補助を受けて導入している (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 過去に補助を受けて導入していない	
④導入予定日	令和 年 月 日	
⑤運用開始予定日	令和 年 月 日	
⑥導入に要する費用	円	
⑦購入方法	<input type="checkbox"/> 入札 <input type="checkbox"/> 見積合せ	
⑧導入内容	端末購入の有無 ※購入内訳は別紙	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	導入システム名	
	メーカー名	
	メーカーからの支援体制	
	導入機能 ※該当するものにチェックを入れる	<input type="checkbox"/> 保育に係る計画・記録に関する機能 <input type="checkbox"/> 利用児童の登園及び降園の管理に関する機能 <input type="checkbox"/> 保護者との連絡に関する機能 <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済に関する機能
	その他	
⑨保育士の業務負担が軽減される内容		

導入費用内訳書

今回導入する機能数		←必ず入力 ※乳児等通園支援事業所の機器導入の場合は入力不要
端末購入の有無	有	←必ず入力

導入に要する費用内訳

名称	単価(税抜)	消費税	数量	計
小計(税抜)				0円
消費税計				0円
合計				0円

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

法人所在地

法人名

法人代表者名

ICT化推進事業補助金変更交付申請書

川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請額
変更前 金 _____ 円
変更後 金 _____ 円

2 施設の名称及び所在地

3 交付決定日及び交付決定通知文書番号

令和 年 月 日
川崎市指令 第 号

4 変更理由

5 変更内容

6 添付書類

第6条第1項第1号

- (1) ICT化推進事業実施計画書
- (2) 導入費用内訳書
- (3) 支援システムの導入から運用開始までの工程について確認できる資料
- (4) 支援システムの導入に係る費用について確認できる資料
- (5) 支援システムに搭載する機能について確認できる資料

第6条第1項第2号

- (1) ICT化推進事業実施計画書
- (2) 導入費用内訳書
- (3) 機器導入に係る費用について確認できる資料

(第4号様式)

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

法人名

代表者

令和 年度消費税仕入控除税額報告書 (ICT化推進事業補助金)

令和 年 月 日川崎市指令こ保1第 号で交付決定を受けた令和 年度ICT化推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無 (どちらかを選択) 有 無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) 一般課税 簡易課税

(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 消費税法別表第3に掲げる法人又は人格のない社団等の場合の特定収入割合
※ 財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人 等
 5%以下 5%超

5 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 0円

6 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

7 添付書類

- (1) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)
- (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (写し)
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の積算内訳表
- (4) 特定収入割合を確認できる資料

(注) 1 7の(3)については、消費税の申告「有」、仕入控除税額の計算方法「一般課税」、特定収入割合「5%超」ではない場合に添付してください。

(注) 2 7の(4)については、特定収入割合5%以下の場合に添付してください。

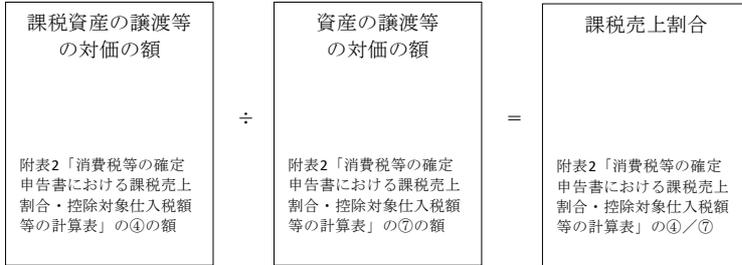
(注) 3 消費税仕入控除税額がない場合であっても、報告書を提出してください。

令和〇〇年度 〇〇補助金
(〇〇事業)に係る仕入控除税額の積算内訳表

※消費税仕入控除税額報告書の2を「有」、3を「一般課税」とした場合に作成してください。

法人名	
補助事業名	
対象案件名	
指令番号	年 月 日 川崎市指令〇〇第〇〇号

1 課税売上割合



	円	÷		円	=	
--	---	---	--	---	---	--

※端数処理はしない

2 補助金に係る仕入控除税額

(1) 課税売上高が5億円以下で、課税売上割合が95%以上の場合(全額控除)

補助金の額の確定額	×	10/110	=	補助金に係る仕入控除税額
-----------	---	--------	---	--------------

	円	×	10/110	=	報告書「6」の金額 0	円
--	---	---	--------	---	----------------	---

※1円未満切捨

(2) 課税売上高が5億円超、又は5億円以下で課税売上割合が95%未満の場合

ア 個別対応方式の場合

(ア) 課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金

	円	×	10/110	=	0	・・・①
--	---	---	--------	---	---	------

(イ) 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

	円	×	10/110	×	課税売上割合 0	=	0	・・・②
--	---	---	--------	---	-------------	---	---	------

① + ②

	円	=	報告書「6」の金額 0	円
--	---	---	----------------	---

※1円未満切捨

イ 一括比例配分方式の場合

補助金の額の確定額	×	10/110	×	課税売上割合	=	補助金に係る仕入控除税額
-----------	---	--------	---	--------	---	--------------

	円	×	10/110	×	課税売上割合 0	=	報告書「6」の金額 0	円
--	---	---	--------	---	-------------	---	----------------	---

※1円未満切捨

(第5号様式)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

ICT化推進事業補助金実績報告書

第6条第1項第1号に係る申請

第6条第1項第2号に係る申請 (第6条第1項第1号の申請をしたことがない乳児等通園支援事業所)

①施設・事業者名		
②施設・事業所所在地		
③キャッシュレス決済以外の3機能の導入の有無	<input type="checkbox"/> 過去に補助を受けて導入している (年度) <input type="checkbox"/> 過去に補助を受けて導入していない	
④導入完了日	令和 年 月 日	
⑤運用開始日	令和 年 月 日	
⑥支払完了日	令和 年 月 日	
⑦交付決定額		
⑧購入方法	<input type="checkbox"/> 入札 <input type="checkbox"/> 見積合せ	
⑨導入内容	端末購入の有無 ※購入内訳は別紙	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	導入システム名	
	メーカー名	
	メーカーからの支援体制	
	導入機能 ※該当するものにチェックを入れる	<input type="checkbox"/> 保育に係る計画・記録に関する機能 <input type="checkbox"/> 利用児童の登園及び降園の管理に関する機能 <input type="checkbox"/> 保護者との連絡に関する機能 <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済に関する機能
	その他	
⑩保育士の業務負担が軽減される内容		

【添付資料】

(1) 導入費用内訳書

(2) 支援システム導入に要した費用の内訳について確認できるもの (領収書等)

(3) 支援システムに、必須機能が搭載されていることが確認できるもの (契約書、仕様書等)

導入費用内訳書

今回導入する機能数		←必ず入力 ※乳児等通園支援事業所の機器導入の場合は入力不要
端末購入の有無	有	←必ず入力

導入に要する費用内訳

名称	単価(税抜)	消費税	数量	計
小計(税抜)				0円
消費税計				0円
合計				0円